

企画県土警察常任委員会資料

(平成22年7月21日)

[件名]

- 警察安全相談の現状と更なる充実強化の取組状況について 1
(生活安全部生活安全企画課)
- 鳥取県暴力団排除条例(仮称)の制定について 3
(刑事部組織犯罪対策課)
- 交通事故発生状況(平成22年上半期)と下半期に向けての対策について
..... 5
(交通部交通企画課)

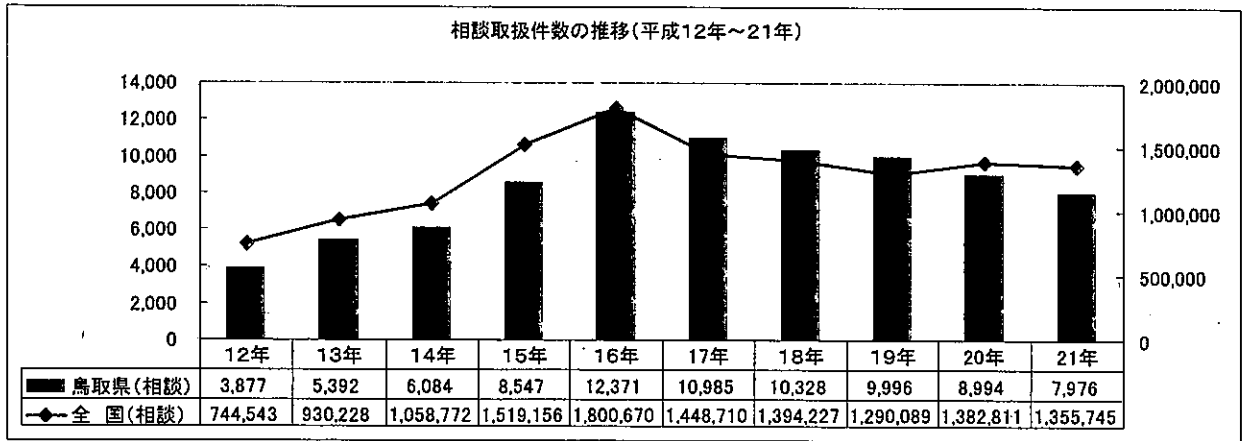
警 察 本 部

警察安全相談の現状と更なる充実強化の取組状況について

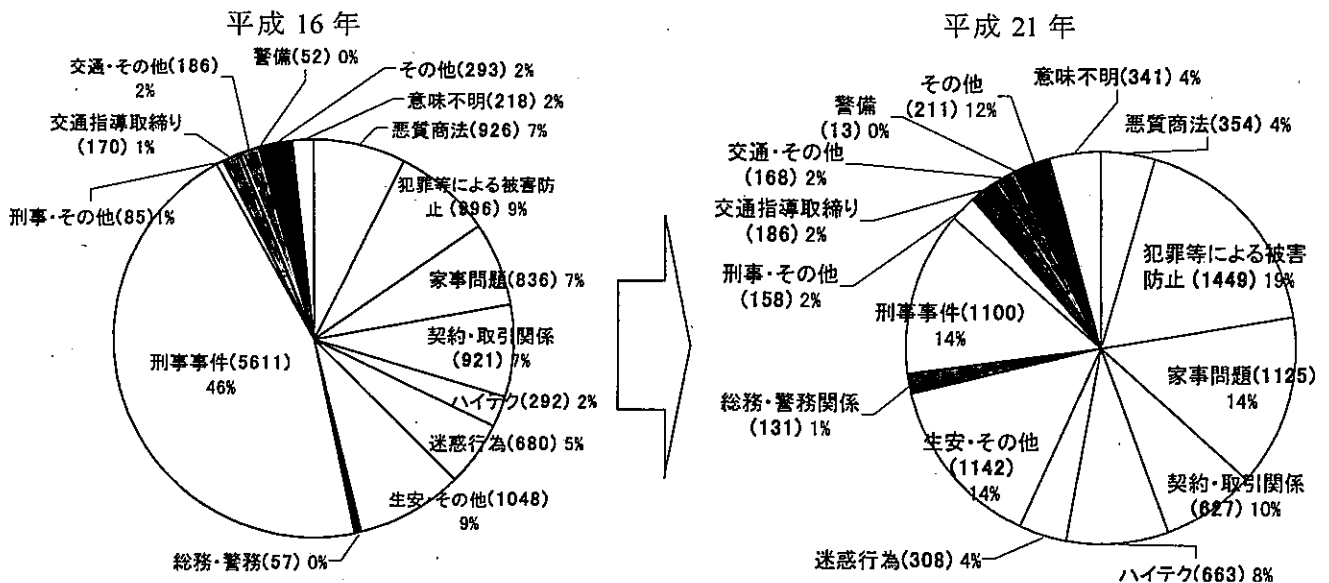
平成 22 年 7 月 21 日
警 察 本 部
(生活安全部生活安全企画課)

1 警察安全相談の現状

(1) 相談受理件数の推移 (過去10年間)



(2) ピーク時との内容別受理状況の対比



(3) 部門別受理状況の推移 (平成16年～21年)

相談内容	年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
生活安全関係		5,699	6,347	6,739	6,773	6,461	5,668
総務・警務関係		57	81	104	83	106	131
刑事関係	振り込み詐欺合計	5,696	3,553	2,434	1,766	1,367	1,258
	オレオレ詐欺	4,738	2,855	1,715	853	792	525
	架空請求詐欺	324	229	176	130	78	10
	融資保証金詐欺	3,978	2,305	1,375	555	576	494
	還付金詐欺	436	321	164	132	79	18
交通関係		-	-	-	36	59	3
交通関係		356	424	453	493	411	354
警備関係		52	42	22	23	8	13
その他※		511	538	576	858	641	552
合 計		12,371	10,985	10,328	9,996	8,994	7,976

※その他は、各部門に該当しない相談 (例～税金問題、郵便の誤配信等)

(4) 部門別受理状況の推移（平成16年を100とする指数）

相談内容	年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
生活安全関係		100	111.4	118.2	118.8	113.4	99.5
総務・警務関係		100	142.1	182.5	145.6	186.0	229.8
刑事関係	振り込め詐欺合計	100	62.4	42.7	31.0	24.0	22.1
	オレオレ詐欺	100	60.3	36.2	18.0	16.7	11.1
	架空請求詐欺	100	70.7	54.3	40.1	24.1	3.1
	融資保証金詐欺	100	57.9	34.6	14.0	14.5	12.4
	還付金詐欺	100	73.6	37.6	30.3	18.1	4.1
交通関係		100	119.1	127.2	138.5	115.4	99.4
警備関係		100	80.8	42.3	44.2	15.4	25.0
その他		100	105.3	112.7	167.9	125.4	108.0
合計		100	88.8	89.5	80.8	72.7	64.5

※還付金詐欺については、平成19年を100とする指数

2 警察安全相談の更なる充実強化の取組状況

(1) 取組状況

	4月	5月	6月
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 相談員研修会 県下署長会議協議事項 	<ul style="list-style-type: none"> 各署巡回指導 相談統計集計ソフト作成 (情報通信部情報技術解析課) 	<ul style="list-style-type: none"> 各署巡回指導 相談活動充実の再徹底通達 相談フローチャート作成配布

(2) 警察安全相談の特徴～一件当たりの取扱時間の長期化

(5月末現在)

相談内容	時間別	9以下	10-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60分～	件数
生活安全関係		232	730	428	401	181	118	384	2,474
総務・警務関係		10	11	7	3	3	1	3	38
刑事関係		32	129	88	68	35	26	114	492
交通関係		79	58	15	17	6	2	9	186
警備関係		2	0	1	0	1	0	0	4
その他		89	99	60	49	21	5	25	348
合計		444	1,027	599	538	247	152	535	3,542
前年同期		495	1,012	532	478	231	150	491	3,389
増減		-51	15	67	60	16	2	44	153

(3) 今後の取組み

課題	対応
・全件記録化措置の徹底	・継続的な指導教養による完全実施
・長期化している継続事案への対応	・定期的な点検と組織的な対応
・警察署間の情報共有化等の促進	・相談システムの導入

鳥取県暴力団排除条例（仮称）の制定について

平成22年7月21日
警察本部
(刑事部組織犯罪対策課)

1 全国暴力団情勢

暴力団構成員等約80,900人（指定暴力団山口組が約45%）

2 県内情勢

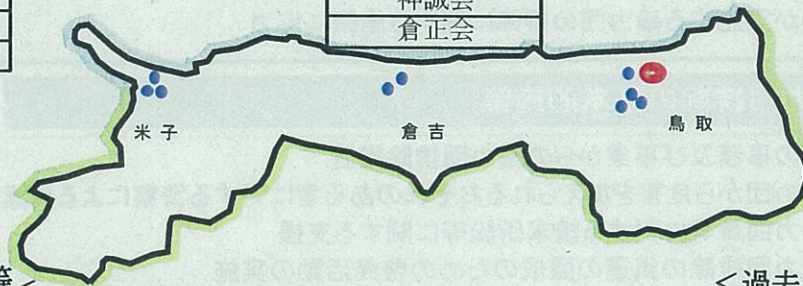
(1) 9組織、約250人(平成21年12月末)

(2) すべてが山口組傘下組織、大同会の一極集中（県内暴力団員の約70%）

米子署管内
大同会（直参）
統龍会（大同会）
神原組（大同会）

倉吉署管内
神誠会
倉正会

鳥取署管内
至同会（大同会）
片桐組（大同会）
後藤会
内田組

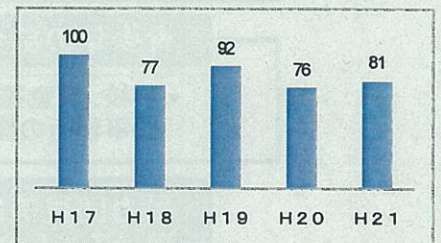


●：暴力団事務所
●：警察本部

<近年の検挙事件等>

- 交通事故を作出した恐喝事件（H20.3）
- 貸金業法違反事件（H20.10）
- 野球賭博開張図利事件（H21.5）
- ◎ みかじめ料要求等による中止命令の発出 64件（H4以降）

<過去5年間の検挙人員>

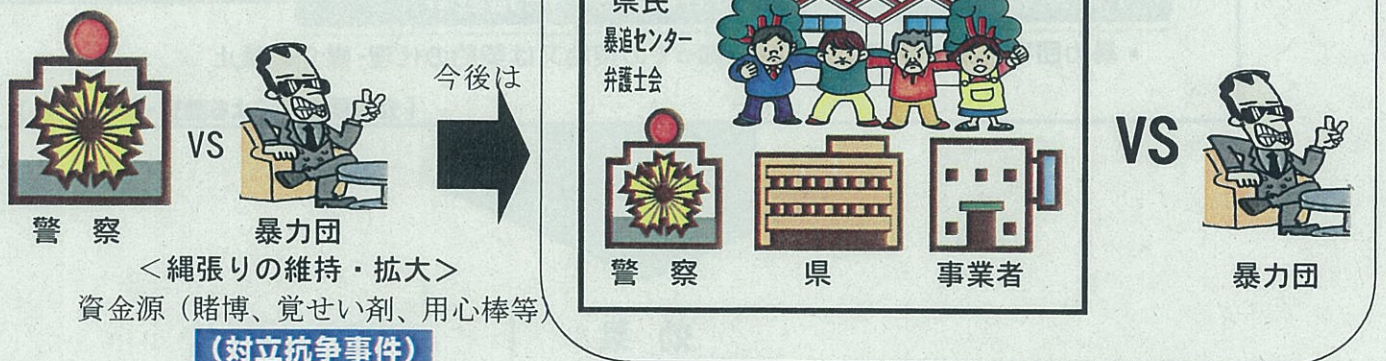


3 暴力団排除の重要性

(1) 暴力団の動向

- ・新たな資金源を求めて社会各層に触手
- ・暴力を背景に組織、資金源の拡大
- ・青少年の健全育成の阻害

(2) 暴力団対策の在り方



県民の安全と観光立県のために

県民が一体となった
暴排活動

暴力団を社会生活
の場から孤立

- 安全で平穏な県民生活の確保
- 社会経済活動の健全な発展に寄与

4 全国の暴排条例制定の情勢

福岡県、愛媛県等5県が制定。今後、全国が条例制定予定。

鳥取県暴力団排除条例(仮称)の概要

暴力団排除の基本理念

- 県、市町村、県民等が相互に連携、協力した暴力団排除の推進

県の責務

- 暴力団の排除に関する施策の総合的な推進

県民及び事業者の責務

- 不当要求行為に対する県、関係機関等への相談
- 県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力

暴力団排除の基本的施策

- 県の事務及び事業からの暴力団排除措置
- 暴力団から危害を加えられるおそれのある者に対する警察による保護措置
- 暴力団員等に対する請求訴訟等に関する支援
- 暴力団排除の気運の醸成のための啓発活動の実施

青少年の健全な育成を図るための措置

- 学校、児童福祉施設、及び図書館等の施設から周囲200メートルの区域内における暴力団事務所の開設又は運営の禁止
【罰則:1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】

暴力団員等に利益を供与すること、暴力団員等が利益を受けることの禁止等

- 事業者が、暴力団員等に対し威力利用に関する利益又は相当の対償のない利益を供与することの禁止
【公安委員会による調査・勧告・公表】
- 暴力団員等が、事業者から威力利用に関する利益又は相当の対償のない利益を受けることの禁止等
【公安委員会による調査・勧告・公表】
- 事業者が暴力団の威力を利用することの禁止

不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

- 暴力団事務所に使用されることを知っての契約又は契約の代理・媒介の禁止
【公安委員会による調査・勧告・公表】

効果

- 暴力団との訣別をためらう企業の意識改革
- 暴力団と癒着する企業の公表による経済活動の健全化
- 暴力団排除活動の活発化
- 暴力団の資金源の遮断等

条例制定時期

平成23年2月議会に上程予定

交通事故発生状況（平成22年上半期）と下半期に向けての対策について

平成22年7月21日
警察本部
(交通部交通企画課)

1 発生状況(上半期)

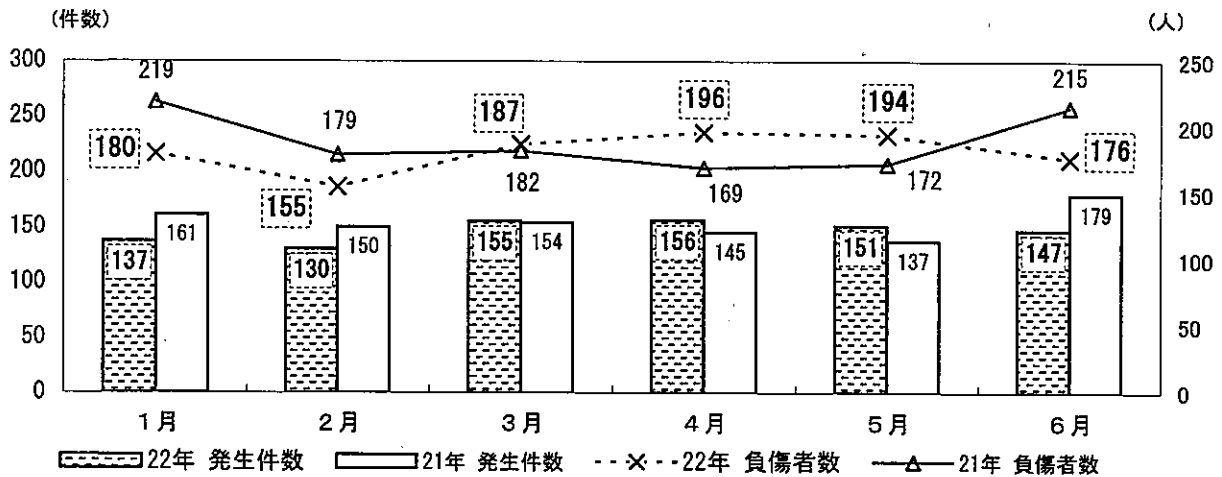
(1) 県下の状況

	全国	鳥取県		
	死者数	発生件数	死者数	負傷者数
本年	2,171	876	21	1,088
前年	2,220	926	16	1,136
増減数	-49	-50	5	-48
増減率	-2.2%	-5.4%	31.3%	-4.2%

(2) 管区内の死者数

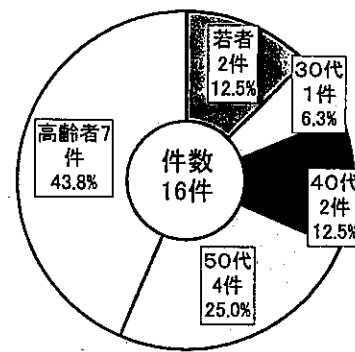
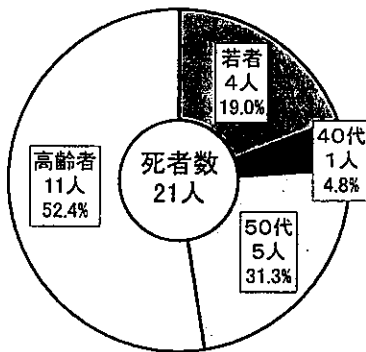
	鳥取	島根	岡山	広島	山口
本年	21	14	46	61	50
前年	16	12	46	69	53
増減数	5	2	0	-8	-3
増減率	31.3%	16.7%	0.0%	-11.6%	-5.7%

2 月別発生状況



3 交通死亡事故の特徴

- (1) 交通事故死者に占める高齢者の割合が高い
高齢者～11人 (52.4%)
- (2) 高齢者が第一当事者となる事故が多い
高齢者～7件 (43.8%)



4 下半期に向けての交通事故抑止対策

(1) 悪質・危険性の高い違反の取締り

本年は、昨年発生のがなかった飲酒運転が関係する死亡事故が4件発生していることから、飲酒運転の取締りを中心に、速度違反、一時不停止等、事故に直結する恐れのある悪質・危険性の高い違反の取締りを行う。

(2) 高齢者の交通事故防止対策

7月14日から10月13日まで3か月をかけ、2万人を目標に、高齢者宅を訪問しての交通安全短時間アドバイス及び反射材の貼付活動を行う。